



金沢市公報

号外第32号の2

平成17年(2005年)9月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告示	
住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたことについて (市民参画課)	1
平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	1
平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2
平成4年告示第95号(伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について)の一部改正について (まちなみ対策課)	2

平成8年告示第71号(商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について)の一部改正について (")	2
平成15年告示第321号(保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定並びに眺望景観保全区域の眺望景観保全基準を定めたことについて)の一部改正について (")	2
市道の路線の認定について (道路管理課)	2
市道の路線の変更について (")	3
市道の区域の決定について (")	4
道路の供用の開始について (")	4
教育委員会告示	
昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)	5

告 示

●金沢市告示第269号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第2項の規定により、住居表示を実施すべき区域について街区符号及び住居番号を付けたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

1 住居表示を実施すべき区域

変更後の町	左の区域に変更される従前の区域	
	町	地 番
並木町	橋場町	129、130、321～333、335、339、340の1、342、358～360、362～371、382～384、386、387の1、387の2、388、389、389の2、390の1、391～408、408の3、409、410、420、425～427、431～433

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

2 住居表示を実施すべき期日

平成17年10月1日

3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号及び住居番号

別冊「並木町住居表示整備事業旧新・新旧対照表」(登載省略)のとおり

●金沢市告示第270号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日か

ら効力を有するものとします。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

表材木地区の項中「及び観音町3丁目の全部並びに、」を「、観音町3丁目及び並木町の全部並びに」に改める。

●金沢市告示第271号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から効力を有するものとします。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

指定区域中「七ツ屋町」を「七ツ屋町 並木町」に改める。

●金沢市告示第272号

平成4年告示第95号（伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域の指定等について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から効力を有するものとします。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

伝統環境保存区域の名称及び位置の表12の項中「材木町」の次に「、並木町」を加え、同表24の項中「常磐町」の次に「、並木町」を加える。

●金沢市告示第273号

平成8年告示第71号（商業地域のうち第3種禁止地域として広告物等の表示等を禁止する地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から効力を有するものとします。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

表中「橋場町」を「並木町及び橋場町」に改める。

●金沢市告示第274号

平成15年告示第321号（保全眺望点及び眺望景観保全区域の指定並びに眺望景観保全区域の眺望景観保全基準を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から効力を有するものとします。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

眺望景観保全区域の指定及び眺望景観保全基準に係る区域の表1の項中「末広町」の次に「、並木町」を加え、同表5の項中「天神町2丁目」の次に「、並木町」を加え、同表6-1の項中「小將町」の次に「、並木町」を加える。

●金沢市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年9月30日から10月14日まで一般の縦覧に供します。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

整理番号	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
368	2級幹線368号大桑町線	大桑第三土地区画整理事業地内11街区2番先から大桑第三土地区画整理事業地内6-2街区2-2番先まで	
1154	駅西新町2丁目線10号	駅西新町2丁目1503番1先から駅西新町2丁目1503番3先まで	

3212	大徳12号寺中町線34号	木曳野土地区画整理事業地内21街区10番先から木曳野土地区画整理事業地内25街区15番先まで	
3222	大徳22号松村6丁目線15号	松村6丁目183番1先から松村6丁目183番6先まで	
3233	大徳33号畝田東3丁目線4号	畝田東3丁目84番先から畝田東3丁目10番1先まで	
3236	大徳36号畝田中2丁目線19号	畝田中2丁目163番5先から畝田中2丁目163番2先まで	
3516	弓取16号諸江町下丁線33号	諸江町下丁100番5先から諸江町下丁100番1先まで	
3516	弓取16号諸江町下丁線34号	諸江町下丁276番6先から諸江町下丁276番1先まで	
4319	崎浦19号大桑町線1号	大桑第三土地区画整理事業地内20街区2-2番先から大桑第三土地区画整理事業地内20街区1番先まで	
4945	浅川45号田上町北線6号	田上第五土地区画整理事業地内3街区3番先から田上第五土地区画整理事業地内5街区12番先まで	
4945	浅川45号田上町北線7号	田上第五土地区画整理事業地内7街区17-2番先から田上第五土地区画整理事業地内7街区1番先まで	
4945	浅川45号田上町北線8号	田上第五土地区画整理事業地内3街区2番先から田上第五土地区画整理事業地内3街区1番先まで	
4945	浅川45号田上町北線9号	田上第五土地区画整理事業地内4街区22番先から田上第五土地区画整理事業地内4街区12番先まで	
4945	浅川45号田上町北線10号	田上第五土地区画整理事業地内2街区20-3番先から田上第五土地区画整理事業地内2街区11番先まで	
4945	浅川45号田上町北線11号	田上第五土地区画整理事業地内7街区10番先から田上第五土地区画整理事業地内14街区4番先まで	
4945	浅川45号田上町北線12号	田上第五土地区画整理事業地内10街区1番先から田上第五土地区画整理事業地内10街区14-2番先まで	
4945	浅川45号田上町北線13号	田上第五土地区画整理事業地内10街区30-1番先から田上第五土地区画整理事業地内10街区19番先まで	
4945	浅川45号田上町北線14号	田上第五土地区画整理事業地内4街区12番先から田上第五土地区画整理事業地内4街区9番先まで	
4945	浅川45号田上町北線15号	田上第五土地区画整理事業地内13街区20-1番先から田上第五土地区画整理事業地内13街区11番先まで	
4945	浅川45号田上町北線16号	田上第五土地区画整理事業地内12街区1番先から田上第五土地区画整理事業地内12街区6番先まで	
4945	浅川45号田上町北線17号	田上第五土地区画整理事業地内14街区3番先から田上第五土地区画整理事業地内14街区1番先まで	

●金沢市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年9月30日から10月14日まで一般の縦覧に供します。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

整理番号	新旧の別	路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
365	旧	2級幹線365号畝田・寺中線	金沢西部第二土地区画整理事業地内5街区1番先から金沢西部第二土地区画整理事業地内1街区7番先まで	
	新		木曳野土地区画整理事業地内33街区10番先から金沢西部第二土地区画整理事業地内1街区7番先まで	

●金沢市告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年9月30日から10月14日まで一般の縦覧に供します。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	幅 員 (m)	延 長 (m)
二 級 幹 線	2 級幹線365号畝田・寺中線	18.0	730
二 級 幹 線	2 級幹線368号大桑町線	13.0 ~ 20.0	1,678
一 般 市 道	駅西新町2丁目線10号	5.0	16
一 般 市 道	大徳12号寺中町線34号	12.0	226
一 般 市 道	大徳22号松村6丁目線15号	5.0	29
一 般 市 道	大徳33号畝田東3丁目線4号	4.6 ~ 6.0	114
一 般 市 道	大徳36号畝田中2丁目線19号	5.0	25
一 般 市 道	弓取16号諸江町下丁線33号	5.0 ~ 10.0	40
一 般 市 道	弓取16号諸江町下丁線34号	5.0	33
一 般 市 道	崎浦19号大桑町線1号	8.0 ~ 10.0	163
一 般 市 道	浅川45号田上町北線6号	6.0	204
一 般 市 道	浅川45号田上町北線7号	6.0	46
一 般 市 道	浅川45号田上町北線8号	6.0	54
一 般 市 道	浅川45号田上町北線9号	6.0	167
一 般 市 道	浅川45号田上町北線10号	6.0	211
一 般 市 道	浅川45号田上町北線11号	13.0	383
一 般 市 道	浅川45号田上町北線12号	6.0	287
一 般 市 道	浅川45号田上町北線13号	6.0	193
一 般 市 道	浅川45号田上町北線14号	6.0	65
一 般 市 道	浅川45号田上町北線15号	6.0	143
一 般 市 道	浅川45号田上町北線16号	6.0	105
一 般 市 道	浅川45号田上町北線17号	13.0	96

●金沢市告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年9月30日から10月14日まで一般の縦覧に供します。

平成17年9月30日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
駅西新町2丁目線10号	駅西新町2丁目1503番1先から駅西新町2丁目1503番3先まで	平成17年9月30日
大徳22号松村6丁目線15号	松村6丁目183番1先から松村6丁目183番6先まで	〃
大徳33号畝田東3丁目線4号	畝田東3丁目84番先から畝田東3丁目10番1先まで	〃
大徳36号畝田中2丁目線19号	畝田中2丁目163番5先から畝田中2丁目163番2先まで	〃
弓取16号諸江町下丁線33号	諸江町下丁100番5先から諸江町下丁100番1先まで	〃
弓取16号諸江町下丁線34号	諸江町下丁276番6先から諸江町下丁276番1先まで	〃
浅川45号田上町北線6号	田上第五土地区画整理事業地内3街区3番先から田上第五土地区画整理事業地内5街区12番先まで	〃

浅川45号田上町北線7号	田上第五土地区画整理事業地内7街区17-2番先から田上第五土地区画整理事業地内7街区1番先まで	〃
浅川45号田上町北線10号	田上第五土地区画整理事業地内2街区20-3番先から田上第五土地区画整理事業地内2街区11番先まで	〃
浅川45号田上町北線11号	田上第五土地区画整理事業地内7街区10番先から田上第五土地区画整理事業地内14街区4番先まで	〃
浅川45号田上町北線12号	田上第五土地区画整理事業地内10街区1番先から田上第五土地区画整理事業地内10街区14-2番先まで	〃
浅川45号田上町北線13号	田上第五土地区画整理事業地内10街区30-1番先から田上第五土地区画整理事業地内10街区19番先まで	〃
浅川45号田上町北線14号	田上第五土地区画整理事業地内4街区12番先から田上第五土地区画整理事業地内4街区9番先まで	〃
浅川45号田上町北線15号	田上第五土地区画整理事業地内13街区20-1番先から田上第五土地区画整理事業地内13街区11番先まで	〃
浅川45号田上町北線16号	田上第五土地区画整理事業地内12街区1番先から田上第五土地区画整理事業地内12街区6番先まで	〃
浅川45号田上町北線17号	田上第五土地区画整理事業地内14街区3番先から田上第五土地区画整理事業地内14街区1番先まで	〃

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第17号

昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から効力を有するものとします。

平成17年9月30日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

表材木町小学校の項中「橋場町(3番11号～5番、6番11号～6番24号、7番～13番に限る。)」の次に「、並木町」を加える。

平成17年(2005年)9月30日 印刷
平成17年(2005年)9月30日 発行

発行人
発行所
印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄